

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第29条	許可の取消し等	生活衛生課

- 1 法第29条に基づき、特定動物飼養者に対して当該特定動物に係る飼養又は保管の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
- (1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
- ア 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- イ 飼養又は保管の目的が第26条第1項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。
- ウ その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が法第27条第1項第2号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- エ 法第27条第1項第3号ハに該当することとなつたとき。
- オ この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。